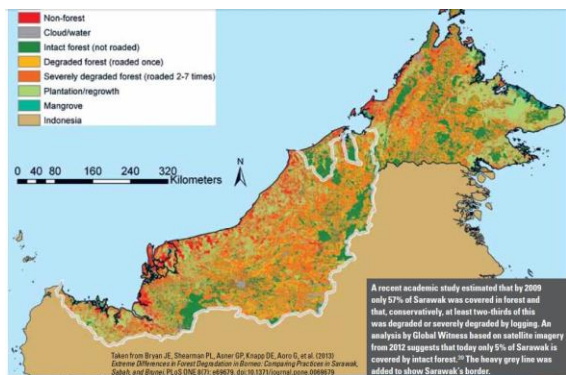
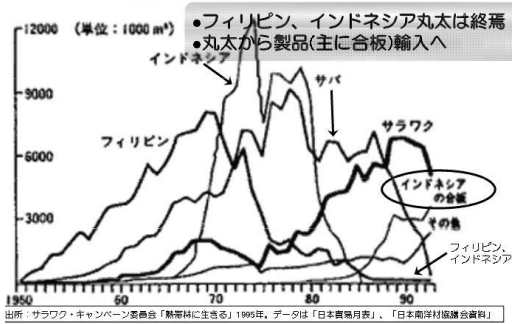


「買ってはいけないサラワク州のパーム油～
裁判所も無視する『危ない企業』と
権利に目覚めた先住民族」
〈マレーシア・サラワク州〉

サラワク・キャンペーン委員会
トム・エドワードソン

南洋材丸太輸入量の推移(～1990年代)

trend of tropical round logs imports

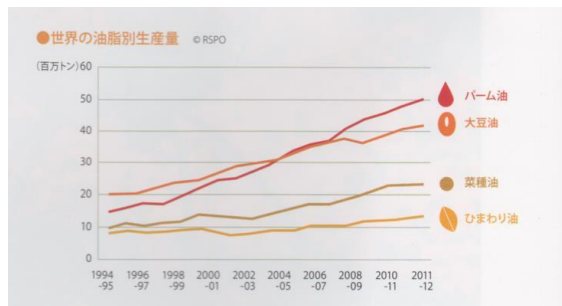
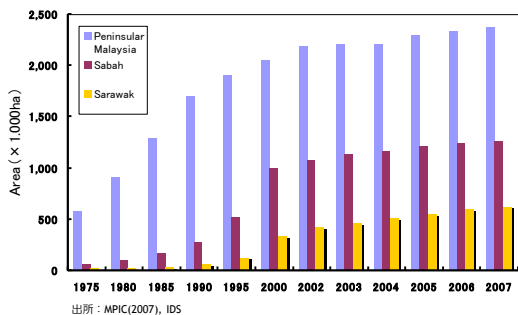


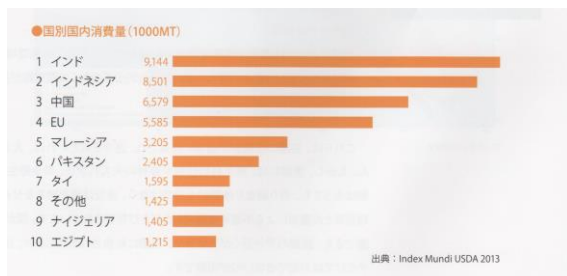
「緑の砂漠」で無数の村が永遠に消えてしまった



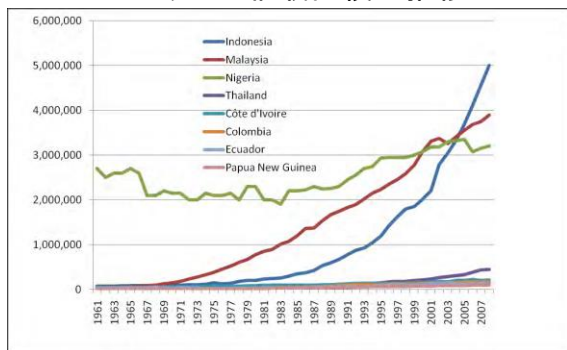
マレーシアのアブラヤシ農園面積

Trend of area of Oil palm plantation (FOE Japan 提供)





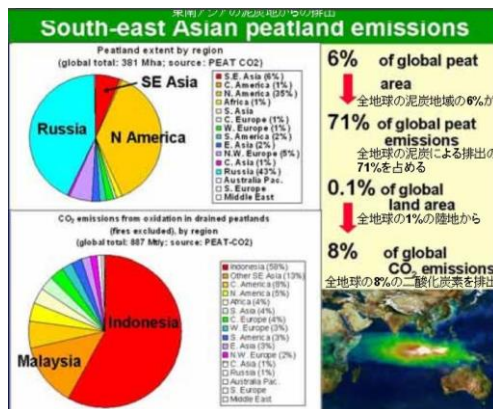
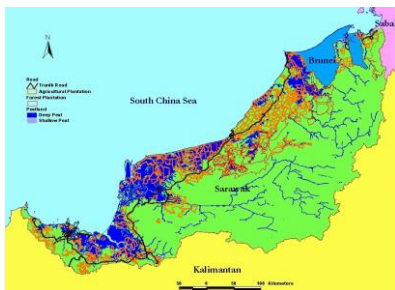
アブラヤシ植栽面積の推移



アブラヤシの環境問題

- 森林減少
- 生物多様性の喪失
- 土壌・水質汚染
- 野放図な野焼き
- 炭素排出
- 地元コミュニティの破壊

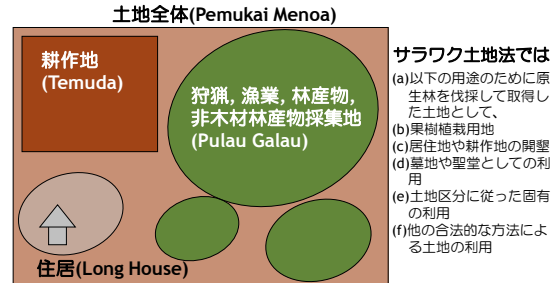
泥炭地《青》でのアブラヤシ開発で大量の温室効果ガスが排出





先住慣習権の土地(NCR Land)

Native Customary Rights Land



先住民族の慣習的な土地権

- サラワク土地法第5条で1958年1月1日以前に慣習利用した土地には先住民族としての**慣習的な土権利**が認められている(NCR、Native Customary Rights)。
- 大臣は官報と新聞および県役場の掲示板での告知により**NCRを取り消せる**が=>慣習地を測量し適正な**補償**を支払わなければならない(5条3項)。
- 同8条: サラワクの先住民でない者が先住慣習地に対する権利を取得することはできない。

アブラヤシ農園開発の仕組み

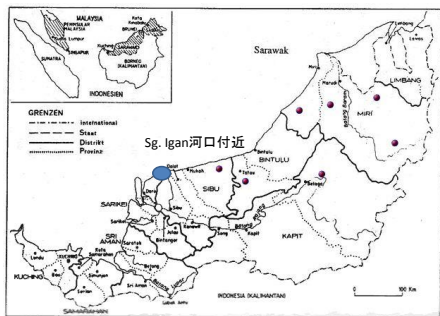
1. 政府から暫定的借地権(Provisional Lease、PL)を得た民間企業
2. 土地開発管理機関(LCDA)と先住民族の「合弁事業」=Konsep Baru(新構想)
3. サラワク土地開発公社(SLDB)、サラワク土地統合復興機関(SALCRA)、連邦土地開発機構(FELDA)など政府公社

1) 暫定的借地権(PL)

- サラワク土地法第13条:「大臣の指示に従い、土地調査局長は先住慣習地以外の公有地を譲渡できる」
- 同18条A項:「先住民が先住慣習権を行使して取得した公有地がLCDA条令もしくはSLDB指令に基づく開発地区に含まれる場合、土地調査局長はその土地に対する最大60年間のリースを発行できる。」
- 同28条:いかなる公有地も、測量されない限り、譲渡できない。ただし、すぐに測量を実施することが困難な場合は、**暫定的借地権(PL)**を発行できる。PLは大よその範囲が規定されるが、その全面積に対する借地権を付与するものではなく、取得不可能な土地は除外される。

事例1: Sarananas社 vs Sg. Iganのイバン人とムリナウ人(シブ省ムカー県)

- サラワク最大の河川、ラジャン川の分流、Sungai Iganの河口部に200年前から住むイバン人とムリナウ人は、4集落132世帯がサゴヤシ栽培で生計を立てている。
- 昔のロングハウス跡には、中国商人とバーター取引した明代・清代の陶磁器の破片が残っている。



うっそうとしたサゴヤシの森



均等な大きさに切られたサゴヤシ丸太
 1 ha 当たり60本 x 14個 x RM13 = RM10,920



明代・清代の陶磁器の破片

Sarananas社に暫定的借地権 (PL)

- 2010年に土地調査局長は、サラワク州首席大臣の姉妹、ラジアを株主とするSarananas社に271区画の56ブロックにある2517 haの土地に対する暫定的借地権 (PL) を付与。同社はさらに3000 ha分のPLを申請中。
- ムリナウ人集落カンボン・クブアウは1988年から土地調査局に先住慣習地の測量を要請していたが無視されていた。
- 法的権利を知らない住民は、1 ha 当たりRM 500の見舞金を受け取っても取らなくても、土地を奪われると思い、仕方なく受け取った。



住民の抵抗、裁判準備

- 2010年8月23日にクブアウ村のSumen Bin Gasanさん率いる住民60人は、サゴ園が破壊されるのを目の当たりにし、道路封鎖を実施。
- 翌24日に警察は、隣村ルマ・バンギンでデモ参加者Ungga anak Belonさん(53歳)を逮捕し、刑法506条「威嚇行為」嫌疑で8月28日まで拘留したが、不起訴放免した。
- サラワク・ダヤク・イバン協会(SADIA)の研修を受けた住民は同社を提訴するために証拠を集め、慣習地の地図作成をSADIAに依頼した。

SADIAのニロさんと地図作り



- Sarananas社は、抵抗したルマ・バンギン村やカンボン・クブアウ村の土地には、まだ植栽していないが、抵抗しなかった集落の先住慣習地、約1000 haにアブラヤシを植えた。見舞金も支払っていない。
- 抵抗する住民は、慣習地の周りに赤い棒を建てたが、会社に倒された。
- 同社は、水路を掘って水を抜いたため、水位が地下3フィートまで下がり、サゴヤシの成長が阻害されている。



押し寄せる複数のアブラヤシ開発

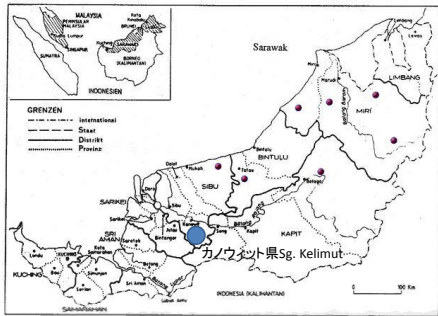
- 東隣のルマ・ムダン村はLCDAとRingwood社によるアブラヤシ合併事業に土地を明け渡してしまった。ルマ・バンギンの土地189 haもLCDAに取られてしまった。
- Sungai Igan川の西岸河口部では、Pelita Taan社の合併事業が操業しており、リースされた2000 haは既に植栽済み。同地区Sungai BakumahのAmbak anak Balleh他3名が同社を提訴している。

Sungai Igan周辺の集落とアブラヤシ開発計画



2) Konsep Baru (新構想)

- 公社LCDAが先住慣習権を有する住民からの信託を受け、その代理人として民間企業と合弁契約を結ぶ。企業は60年間、住民から土地をリースされる。
- 州公社10%、民間企業60%、住民30%の持株で合弁会社を作られる。住民は毎年配当を受ける約束。
- しかし、企業の経営情報は開示されず、**配当が正しく支払われない**ケースが多い。リース完了後に住民は「土地返還を申請できる」というが、果たして。。。



事例2 Boustead Pelita社 vs Sg. Kelimut

- 州政府公社LCDAの子会社Pelita Holdings社と民間企業Boustead Plantations社は、合弁会社Boustead Pelita Kanowit社を設立し、同社が1997年～2001年に住民で無断で先住慣習地にアラヤシ・プランテーションを造成した。Block Dに住む290世帯が先住慣習地4000 haのうち、1982 haを失った。
- 2002年に住民は、仕方なくPelita Holdings社と新構想 (Konsep Baru) に基づく60年間の合弁契約を締結。4年目から配当金の支払いを約束された。

配当金不払いに住民が激怒

- 大臣から「背負子に金が入りきらないほど金持ちになる」と説得されたのに、配当金は「経営不振」を理由に2006年まで支払われなかった。
- 住民が抗議し始めると会社側は、2007年から毎年、僅かな不透明な配当金を払い始めたが、会社の経営状況は開示しなかった(2007年はRM25/ha/年、以降RM200, RM250, RM150, 総選挙前の2011年はRM500、以降は支払わず。累積RM1125/ha)。Block Dのルマ・ランディ村のAjiさんは皮肉を込めて背負子で配当金を銀行から持ち帰った。
- 2009年に住民は**会社を提訴**し、配当金の不払いは業務怠慢、背信行為、詐欺そして違法行為であると訴え、土地の返還、会社の撤退、損害賠償などを請求した。

近隣にも押し寄せる開発の波



- Block Bに住む500世帯は、先住慣習地16,000 ha中の8000 haを失った。
- 190村に1000世帯が住むBlock Eは1999年にEIAが承認され3つの会社に開発許可済み。住民が抵抗を開始。
- Block Aの12000 haも、2005年にEIAが承認され、これから開発企業が選ばれようとしている。

画期的な住民勝訴！

- 2012年4月にシブ高裁は、**サラワク土地法第8条**で「サラワクの先住民でない者が先住慣習地に対する権利を取得することはできない」としており、Pelita Holdings社が「**先住民**」ではないことを理由に、合弁契約は無効と定め、2002年まで**無断で操業**したことも違法と定めた上で、先住慣習地を住民に返還し、撤退するよう企業側に命じた。
- 企業側は控訴し、訴訟の対象外の土地では操業を続けている。

住民はアブラヤシを収穫開始

- Gassan氏が率いる住民グループは、自分たちの慣習地に植わっていたアブラヤシに**赤ペンキ**で印をつけ、その収穫を開始した。
- 自分たちでは収穫しきれないほどの量があったので、インドネシア人移住労働者を雇いはじめた。多い時には村長は、120 haから一日果房FFBを30トンも収穫した。
- FFB30トン x RM300 = 売上RM 9000

アブラヤシ収穫を始めたGassan氏と村長



住民はBousted社と隣り合わせで収穫作業を実施

会社が警察に通報、妨害行為

- 企業側は住民が無許可で移住労働者を雇っていることを**警察に通報**し、住民は作物やトラックを**没収**された。その後、村長の収穫量は一日5トンに激減した。
- 会社側は、住民の不安に付け込みようとし、RM750/haの配当金の支払いを約束する**新しい契約**と裁判から降り**誓約書**に署名するよう住民を説得して回り始め、11世帯の署名を取りつけた。
- **合弁契約を無効**と判定された会社側は、Block Bの村々とも新契約締結に奔走中。

収穫に踏み切らない村は困窮

- 同じBlock DのAji Bartholemew氏のグループは、勝訴が確定するまで、アブラヤシを収穫しない**保守路線**を選んだ。
- 勝訴した後は、配当金の支払いがストップし、金に困っている。ロングハウスの修理やガワイ祭りのお祝いもできずにいる。
- 控訴審が結審する頃にはアブラヤシが古くなり、**収穫量が落ちる**可能性が高い。疲弊した土地に植え直すに元手を住民は持ち合わせていない。

裁判し、抵抗すれば土地は守れる！

- アブラヤシ会社や公社LCDAは、抵抗しない村々を脅迫と誘惑で開発を受け入れさせている。しかし、補償金はスズメの涙、配当金は支払われても、取るに足りない額に過ぎない。
- しかし、体を張って土地を守り、裁判で土地権を主張する村々に開発側は連戦連敗を喫している。
- もっと、多くの村々に「勝てる」ことを知らせることは急務。

判例:原則1:同意を取る義務

- 先住民族の土地にある森林資源に対する先住民族の権利は、それが国家によって未だに留保もしくは法的に認知されていなくても、有効であり続ける。このため、伐採会社は、その**同意なし**にその土地で操業することはできない。
 - Koperasi Kijang Mas & Ors v. Perak State Government: High Court, 1991

原則2:補償を受ける権利

- 先住民族共同体には、その先祖と同じように、その土地で**生活し続ける権利**がある。つまり、
- 慣習地に対する用益権を有する。そして、それを奪われた場合は、**補償**を受ける権利を有する。
 - 1. Johore State Government & Anor v. Adong Kuwau & Ors: Court of Appeal, 1998
 - 2. Sagong Tasi & Ors v. Selangor, 2002.

原則3:資源への用益権

- 先住慣習地は法的には国家の所有物である。ただし、人々は、その**土地の上**にある**資源を享受**し、そこから便益および利益を得続ける**権利**を有する。
 - 1. Johore State Government & Anor v. Adong Kuwau & Ors: Court of Appeal, 1998
 - 2. Sagong Tasi & Ors v. Selangor, 2002.

原則4:土地権を保護する義務

- 国家には先住民族の**土地の権利**を含む生活全体を保護する義務や、それらの権利を阻害することのないようにする義務、そして**人権侵害**等が起こった場合の**救済措置**を提供する義務がある
 - 1. Johore State Government & Anor v. Adong Kuwau & Ors: Court of Appeal, 1998
 - 2. Sagong Tasi & Ors v. Selangor, 2002.

原則5:慣習法は制定法に非依存

- 先住民族の慣習的な土地に対する権利は、あるテリトリーに先住してきた住民によって認められてきた**伝統法**および彼らによって守られてきた**伝統的慣習に起因し、内容を決定**される。よって、その存在は、いかなる制定法、あるいは行政もしくは裁判所の決定にも依存しない。
 - Superintendent of Lands & Surveys Sarawak v. Madeli Salleh: Federal Court, 2007.
 - Nor Nyawai & Ors v. Sarawak State Government: High Court, 2001.

原則6:NCRは所有権

- 先住民族の土地権は単なる用益権に留まらない。それは、他の財産所有権と似た、**土地自体に対する所有権**でもある。このため、その土地は**連邦憲法**の下での本格的な**保護の対象**であり、失われた場合は、十分な補償が行われなければならない。
 - Sagong Tasi & Ors v. Selangor, 2002.